

ことうら議会だより

2019年5月1日発行 第60号



谷川トレーナーによる

健康フェスタでおしりあい

ことうら☆健康フェスタ
～春から始める、人生を変えるトレーニング～



トピックス

- ・ 2年連続の減額修正 (2)
- ・ 一般質問10人 (9)
- ・ 社協・まちネットとの意見交換会 (22)

発行 ことうらちょう 鳥取県琴浦町議会

編集 議会広報常任委員会 電話/(0858)52-1710 FAX/(0858)52-1718
<http://www.town.kotoura.tottori.jp/> 琴浦町議会 検索

一般会計予算 減額修正で可決

平成31年度予算の特徴

- ①当初予算
 - 一般会計 99億500万円
(対前年比 1.01%増)
 - 特別会計 62億1332万円
(対前年比 1.7%増)
- ②地方債残高
 - 前年度末見込額 136億7156万円
 - 当該年度末見込額 128億7517万円
- ③基金残高
 - 前年度末見込額 34億7522万円
 - 当該年度末見込額 31億740万円
- ④増額要因
 - 障がい者自立支援給付事業、町営バス運行委託料、スクールバス運行管理業務委託料、総合行政システム改修委託料の大幅な増額。
 - 新たに企業立地事業補助金、ふるさと納税未来夢支援補助金を設置。

修正動議の内容と理由

歳入歳出それぞれ1800万円の減額
修正後総額 99億500万円

教育委員会事務所移転については、関係機関で連携を強化し業務のスリム化や町民の利便性を図るという理由だが、他に改善策はないのか、あるいは移転後に残される生涯学習センターの機能や維持管理方法等に長期展望を見据えての議論が十分になされたのか不明確。

土地購入については、慢性的な駐車場不足の解消を理由とするが、公有財産の購入は長期的なビジョンをもって総合的に検討の必要あり。

原案に賛成	2名
修正案に賛成	10名
修正案・原案に反対	2名

町教委事務所移転、隣地土地購入に
長期展望見られず12名が反対

日程

【本会議】

- 3月5日 …… 議案提案
- 3月7日、8日 …… 一般質問
- 3月12日 …… 総括質疑
- 3月22日 …… 議案討議・採決

【委員会】

- 3月13日 … 教育民生常任委員会
- 3月14日 … 農林建設常任委員会
- 3月18日 …… 総務常任委員会

【全員協議会】

- 3月6日 …… 予算説明

3月定例議会 あらまし

3月定例議会が、3月5日から22日までの18日間の会期で開かれた。条例改正、平成30年度補正予算、平成31年度一般会計予算など44議案が提出され、審議の結果、一部減額修正を含め、すべて可決。2年連続の減額修正となった。請願・陳情4件のうち、3件は採択、1件は継続審査となった。また、今議会では4件の議員提案が行われ、いずれも可決・成立した。

討 論



教育委員会事務局が移転予定であった
保健センター調理室



土地購入予定であった
役場本庁舎前交差点付近

議案第23号 「平成31年度一般会計予算」に議論白熱

議論の対象となった予算

歳出 総務費	・教育委員会事務局事務所移転に係る経費	1108万円
	・土地購入のための購入費及び解体補償金	673万円
歳入 繰入金	・基金繰入金	1800万円

原案賛成（桑本 賢治）

昨年、小・中学校のエアコン設置に関して専門員の説明を受けて通した経緯がある。また、東伯中学校1年生を3学級にするという案がある。学級数が増えるとはどういうことか、教育委員会と関係課は同一敷地内において、よく協議すべき。隣接地の土地購入は、買って将来に備えることは重要。

原案賛成（井木 裕）

合併当時から教育委員会は本庁に置くべきだと思っていた。

子どものいじめなど、社会教育の連携が必要。本庁においてこの業務を行うことが行財政改革の一つだ。今回の土地購入は隣接地で公示価格でもあるので、買うべきである。

同議案に対し修正動議を発議

平成31年度琴浦町一般会計予算修正案

提案者 前田智章、新藤登子、桑本 始、手嶋正巳、澤田豊秋、大平高志、押本昌幸、福本まり子、角勝計介、前田敬孝（10名）

修正案賛成（新藤 登子）

財政が厳しい中、なぜ移転をしなければならないか。まなびタウンは生涯学習センターであり、その機能は果たしている。移転先とする保健センター調理室は、離乳食講習会をやっている。和室も託児で活用している。では離乳食講習はどこでやるのかと尋ねるとまなびタウンの調理室をということだが、親たちは子育て健康課のある保健センターでの講習を望んでいる。その調理室を壊してまでの移転はおかしい。

修正案賛成 (桑本 始)

町長と教育委員会は意思疎通を図りながら教育行政を進めている中、このたびの移転と土地購入は全員協議会等での説明が不十分。

教育行政の拠点として現在のまなびタウンが存在している。子どもの相談は本庁舎へは行きにくい。まなびタウンのほうがいいという声がある。従来どおりの場所で慎重に考えて対応してほしい。土地購入問題も経過を含めて説明不足。



保健センター

修正案賛成 (大平 高志)

教育委員会移転を判断できる明確な答えが聞けていない。町長はわが町の財政状況を論じ、夕張市を引き合いに述べたが、夕張市は、首長の報酬を引き下げるなど自己に厳しくあるべき姿を示している。この原案は補助金をつけなければならないところが切られ、なぜそこに予算がつくのかというようなところもあり、一貫性がない。これらの懸念を払拭する最大限の努力を願う。

修正案及び原案反対 (青亀 壽宏)

今回の機構改革は役場が役場でなくなる危険性があるくらい乱暴なものだ。それは、修正案で移転費と隣接地の用地購入費を減額しても変わらない。

平成31年度町施政方針で、重点とすると言っていたひとつが住民本位の改革で、制度・組織維持のための事業は現に慎むというが、町民生活課を廃止し、事業量が激減の人権・同和教育課を存続しており、そうになっているとは思えない。

また、社会福祉協議会の訪問介護なる訪問系のサービスから撤退。在宅介護に町がどうかかわれるかが問われている。このことで反対。

修正案及び原案反対 (高塚 勝)

教育委員会をもってくることは賛成だが、まなびタウンをどうするのか、やり方がまずい。長期展望にたってやるべきで、まずは分庁舎移転が先だ。

土地購入の計画では駐車場にということだが、交差点は車の出入りが非常に難しい。莫大なお金をかけて安全性に問題がある駐車場をつくることには大反対。また、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすことは大事で大いに進めるべきだが、同和地区に対する施策の見直しが必要であり不十分。

臨時職員に対する雇用改善がなされていない。農業研修生の宿泊施設が満杯になる展望がまったくない。修正案だけでは問題が残り、反対。

請願第1号

後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める請願書

反対	賛成
3	11

反対 (桑本 賢治)

原則1割を継続するという事は、他の保険組合あるいは税から補てんするわけだから、75歳以上は原則2割負担がいい。ただし、減免措置は入れるべき。

賛成 (青亀 壽宏)

75歳以上の後期高齢者自己負担は1割、前期高齢者は2割、現役世代は3割という流れのなか、2倍の2割負担にすることは、高齢者の医療を受ける権利を著しく阻害する。憲法25条及び第2項の主旨からいっても妥当なもの。

議案第8号

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

反対 (青亀 壽宏)

健康部門の統合による、すこやか健康課の新設は理解できるが、町民生活課の廃止・解体は、役場の仕事の1丁目1番地の解体であり、絶対許されない。

- ①役場業務の任務分担は、可能な限り業務量の平準化が基本。
- ②この機構改革は巨大な課ができる。きわめてアンバランス。
- ③合理的な住民サービスに支障がでる可能性がある。



新設された総合案内

反対
2

賛成
12

議案第9号

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

反対 (青亀 壽宏)

この議案は10月から予定されている消費税の増税のための条例改正であり、増税が既定のこととして扱われている。増税を見送った時より、まだ悪い状況。

反対
1

賛成
13

議案第16号

琴浦町福祉サービス事業手数料の徴収に関する条例の一部改正について

反対 (青亀 壽宏)

2014年の介護保険法改悪で、要支援1と2の通所訪問介護を保険給付から外し、^{*}総合事業に移行させた。事業者はサービスを提供すれば赤字になり、「事業が続けられない。」という悲鳴が聞こえる。事業者が次々と撤退し、町の社会福祉協議会も訪問介護から撤退するための条例改正だ。介護が必要になっても受けられない、「保険あって介護なし。」といった状態だ。介護からはじき出された人をシルバー人材センター等に任せようという条例は、今後、要介護1・2の総合事業への押しつけも考えられるため反対。



本庁舎設置の車いす

反対
2

賛成
12

^{*}総合事業とは
介護保険法改正により創設された、高齢者が要介護状態にならないように総合的に支援する「介護予防・日常生活支援総合事業」のこと。2017年4月から、全国の市町村でさまざまなサービスが開始されている。

議案第24号

平成31年度国民健康保険特別会計予算

反対 (青亀 壽宏)

国保は、他の健康保険、特に中小企業労働者が加入する協会けんぽと比べて、およそ2倍近く高い。人頭税のような世帯割・人数割が国保にだけあることが高い原因だと指摘してきたが、今年度から運営主体が町から県へ移行し、町は国保税を納付金として県に納める。平成28年度に国保税を引き上げ赤字体質は解消しているが、国保税を多く集めて基金にため込んでいる。

この国保加入者の窮状を町でできる努力をしてほしいのに、町では手におえないと言っている。このような予算には同意しかねる。

賛成 (前田 敬孝)

国保税が割高になっていること、また滞納者が多いことも十分承知しているがそれなりの財政負担になることは明らか、まずは財源の確保、財政的な措置をしてからと思う。

反対
2

賛成
12

議案第25号 平成31年度琴浦町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

反対 (青亀 壽宏)

元利返済金の現年度・過年度分が計上してあるが、過年度分については返済が見込める額の計上である。将来の展望は見えて来ず、返済の期限を目前に緊張感がない。この予算が実行できても問題解決には程遠い。

反対 (高塚 勝)

平成29年度末の滞納金額が、約1億4400万円くらい。しかし予算をみると収入が約5%しかみていない。95%は予算計上されていない。抜本的改革をしないといつまでたっても解決しない。

賛成 (前田 敬孝)

多少ながらも貸付金債権の回収に努力されている。まだまだ不十分なところはあるが、努力を認めて賛成。

反対	賛成
3	11

議員提出議案第6号 琴浦町同和対策に係る固定資産税の減免措置要綱の廃止を求める決議について

反対 (澤田 豊秋)

この減免措置については過去の歴史的な問題もひっくりめながら、今日まで続けている。今、部落差別解消推進法ができて理念法ということだが、部落差別が存在するという、それを認めた法律だ。町も再来年に意識調査、実態調査等を行い、見直しを行っていくと示されているので、現在、廃止ということについては反対。

賛成 (福本 まり子)

そもそもこの固定資産税の減免の現状にこの要綱は合わなくなってきている。地域を特定し、同和行政を行うこと、そのことが今は差別のつぼを作り出している。差別があるかぎり、ずっと同和行政をやっていくという考えにはまったく反対。

形骸化した施策は見直さなければならない。減免要綱を修正するも中身は何ら変わっていない。これ以上対象地区と称して、地区の人たちを差別の最前線においてほしくない。いい加減に足かせをはずして、同和行政から、差別から解放すべきである。

反対	賛成
3	11

平成31年第1回琴浦町議会臨時会

1月25日開会

台風24号関係を中心とした補正予算(40,459千円増額)、中学校空調設備設置工事にかかる工事請負契約の締結の2議案を可決した。

◆ ◆ 人 事 ◆ ◆

3月22日

- ・ 監査委員の選任について、稲田 裕司 氏を選任することに全会一致で同意した。
- ・ 人権擁護委員の推薦について、大谷 順子 氏と定常 みどり 氏を、全会一致で適任であると意見を付した。

請願・陳情

番号	件名	提出者	要旨	付託委員会	委員会の意見	本会議採択結果
請願第1号	後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める請願書	鳥取県社会保障推進協議会 会長 藤田 安一	75歳以上の後期高齢者医療費窓口負担は、原則1割を継続するよう要望する。	教育民生	採択	採択 (国に意見書提出)
30年陳情第5号	琴浦町カウベルホールの運営存続と早期改修について	琴浦町カウベルホールを守る会 代表 四門 隆	カウベルホールの運営存続と早期改修を求めるとともに、利用者の意見集積、運営方法の検討、及び「琴浦町文化芸術振興ビジョン」の策定を求める。	教育民生	継続審査	継続審査 (全会一致)
陳情第1号	全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情書	日米地位協定を見直す会 共同代表 難波 希美子	国に対し、日米地位協定の見直し及び地方自治の権限の保証を求める。	総務	採択	採択 (国に意見書提出)
陳情第2号	奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を森林環境剰余税(仮称)で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書	一般財団法人日本熊森協会 会長 室谷 悠子	放置人工林を、森林環境譲与税(仮称)で計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める。	農林建設	採択	採択 (全会一致)

鳥取県町村議会議長会自治功労者表彰



2月20日に鳥取市にて自治功労者表彰式が開催され、井木 裕 議員(左)と前田 智章 議員(右)が、町議会議員として25年以上在籍し、功労があったとして表彰されました。

賛否が分かれた議案等の起立採決による審議の結果

	審議結果	賛成		反対		前田	角勝	福本	押本	大平	澤田	桑本	新藤	高塚	手嶋	青亀	前田	桑本	井木	小椋		
		賛成	反対	敬孝	計介	まり子	昌幸	高志	豊秋	賢治	登子	勝	正巳	壽宏	智章	始	裕	正和				
定例会	後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める請願書	採択	11	3	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	×	議		
	機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	可決	12	2	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	議	
	消費税率及び地方消費税の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	可決	13	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	議	
	琴浦町福祉サービス事業手数料の徴収に関する条例の一部改正について	可決	12	2	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	議	
	平成31年度琴浦町一般会計予算修正案	可決	10	4	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○	○	○	×	議	
	平成31年度琴浦町一般会計予算修正案を除く原案	可決	9	5	○	○	○	×	○	○	○	×	○	×	○	×	○	○	○	×	議	
	平成31年度琴浦町国民健康保険特別会計予算	可決	12	2	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	議	
	平成31年度琴浦町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	可決	11	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	×	議	
	全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出について	可決	13	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	議
	琴浦町同和対策に係る固定資産税の減免措置要綱の廃止を求める決議について	可決	11	3	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	議

この表に掲載していない議案は全会一致で可決。

○=賛成 ×=反対 欠=欠席 議=議長 退席=退

ここが聞きたい

一般質問 Q&A

一般質問とは、議員が、町長・教育長・農業委員会会長・選挙管理委員会委員長・監査委員などの執行機関に対し、事務の執行状況や将来に対する方針などについて問うものです。

本町議会の質問時間は、1人30分以内（答弁時間除く）です。

通告1番



前田 敬孝

- ①SDGsの認識と自治体が推進する意義について
- ②AEDを設置している民間事業所との連携について

通告2番



新藤 登子

- ①DV被害から守るための支援について

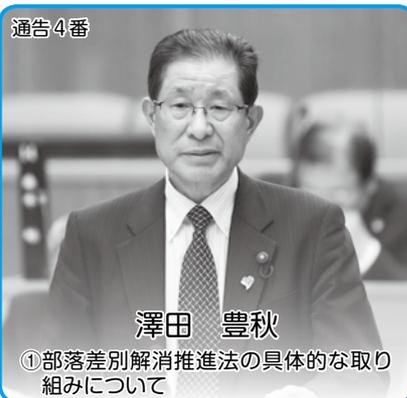
通告3番



福本まり子

- ①「子どもの貧困対策」について
- ②原子力災害に対する考えはどうか

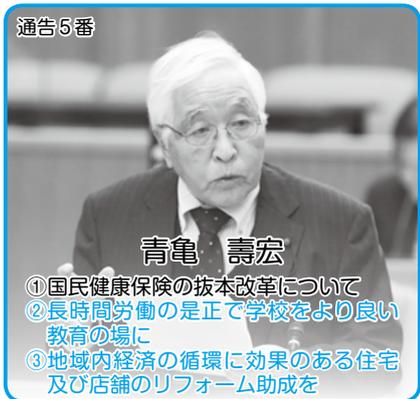
通告4番



澤田 豊秋

- ①部落差別解消推進法の具体的な取り組みについて

通告5番



青亀 壽宏

- ①国民健康保険の抜本改革について
- ②長時間労働の是正で学校をより良い教育の場に
- ③地域内経済の循環に効果のある住宅及び店舗のリフォーム助成を

通告6番



押本 昌幸

- ①同和問題について

通告7番



高塚 勝

- ①町長の政治姿勢について

通告8番



大平 高志

- ①姉妹都市・友好都市について
- ②地区公民館について
- ③熱中病について
- ④パブリックコメントの取り組みについて

通告9番



角勝 計介

- ①農業振興について
- ②家畜（法定）伝染病について
- ③アニマルセラピーについて

通告10番



手嶋 正巳

- ①青色申告の普及について
- ②学校のエアコン設置について

※青字は、本紙では省略

一般質問の答弁者に「〇〇課長」とあるのは、地方自治法第121条の規定により、町長及び行政委員会の長から「委任を受けた説明員」として出席した課・局・室長の答弁。



議会だより59号の福本まり子議員の一般質問の中で事実誤認があったことにつき、おわびいたします。



前田 敬孝 議員

問

SDGs (エス・ディー・ジーズ) の認識とその推進について所見は

答

大きな波になっている認識はある

答

小松町長

SDGsについては気になってお

見は。
 ※SDGsが国連193カ国の満場一致で採択されてから3年になる。SDGsとは、今の中学生が成人を迎えている11年後の2030年までに最先端技術を巧みに活用し、経済発展を実現しながら、環境的にも社会的にも優しい、持続可能な世の中にしようとする世界的規模の開発目標で、大企業や問題意識の高い自治体はその重要性に気づき取り組みを始めている。町長の所見は。

問



2030年までに達成すべき持続可能な17の開発目標 (SDGs)

SDGsに関する町長の認識は

答

小林教育長

小学校では2020年度、中学校では2021年度から新学習指導要領が全面実施となる。学びを人生や社会でどのように生かすかという視点から、現在ESD、SDGsの理念を組み込んだ学習課程の改善を

問

「質の高い教育をみんなに」が、SDGsの「ゴール4」

だが、これはすべてのSDGsの基礎となり、すべてのSDGsが教育に期待している。そのためには「誰ひとり取り残さない質の高い教育」を受けられる体制が整っていることが大前提だ。学校教育の中のSDGsの位置づけはどうか。

教育に関する「ゴール4」は

り、フォーラムに参加したりしている。共通の話題で、大きな波になりつつあるという認識はあり、趣旨には賛同している。今後、具体的に考えていきたい。来年は地方創生総合戦略を更新する年であり、SDGsを活用し、何か特色のある総合戦略にできる可能性があると思っている。

答

小松町長

持続可能な町となるための目標を設定すれば、5年後にどうなるかという地方創生の戦略が出てくる。SDGsを参考に、誰ひとり取り残さない総合戦略を作っていきたいと思っている。

問

SDGsへ向けた取組を早急に開始してはどうか。

課題解決のため
早急な取組みを

行っている。

※SDGs (持続可能な開発目標)
 2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中に記載されている、2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、誰一人として取り残さないことを誓っている。SDGsは先進国も取り組む普遍的なもので、日本も積極的に取り組んでいる。(外務省HPより抜粋)



新藤 登子 議員

ドメスティックバイオレンス

問

DV・虐待被害から
守るための支援は

答

各関係機関との適切な
連携のもとで対応

関係機関との連携は

問

虐待の未然防止、早期発見には、地域の関係機関の連携による支援体制の整備や情報の共有が必要だが、どのようになっているか。

答

身近な大人が対応していくことと、児童の様子を見ながら安全確認していくことになると思う。

問

効果的な連携は

弁護士と学校、医療機関と行政のあり方は効果的な連携であると聞いたが、どのように思うか。

答

必要な時に連絡

小林教育長

県の教育委員会が東部、中部、西部に一人ずつ、学校から直接相談を持ちかけてもいい弁護士との契約があり、学校が困ったことがあったら連絡してもよい。必要なときに適宜連絡をとるようにしている。

問

育児する親への支援

困難に直面しながら育児する親への支援、親の心を開き支援につなげ

る取り組みが一番大事。どうしたらよいか。

答

園でも相談の支援体制

阿部 子育て健康課長

子育て世代包括支援センター「すくすく」を開設。妊娠届のときから保護者の方に寄り添い、子育てを支援していく部署。

答

こども園でも保護者への相談体制をとっている。

問

民間を含めたサポート体制を

民間を含めたサポート体制が必要。子どもの権利を守る法律もあればと思う。悲劇を無くすためには他にどういうことがあるか。

答

寄り添える社会に

小松町長

周りの大人が「自分ごと」として命の大切さを考えてやれるか。どれだけ多くの方が寄り添っていける社会になるかということだと思う。

問

国の宝を守るためには

「10秒の愛」「ネウボラ」で困難を抱える家族を支えて虐待防止に努めていかなければいけない。行政や

地域が一丸となって国の宝を守るための町長の思いは。

※ネウボラ

妊娠期から出産、子どもの就学前までの間、母子とその家族を支援する目的で、地方自治体が設置・運営する拠点。

答

最初に「すくすく」で

小松町長

子どもは「国の宝」その「宝」をいかに大切にしていくかそれは教育ということになると思う。最初に「すくすく」で入り口を整備しているということに理解して欲しい。



児童虐待防止推進月間ポスターから



福本 まり子 議員

問 貧困の連鎖を断ち切るためには

答 調査データはないが、個別に事業実施



あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

子どもの6〜7人に1人が貧困

問 子どもの貧困の現状と対策はどうか

子どもの貧困と聞くと一番に思うのが、飢餓に苦しむアフリカなどの地域の子どもの姿が浮かぶ。一見すると日本には貧困はまったくないように思われるが、平成27年度の数値は15・6%で、先進国35か国中、7番目に貧困率が高い。

鳥取県では、2016年、大人2人世帯での子どもの貧困率は10・7%なのに、ひとり親世帯になると貧困率は一気に上がり、50・8%と非常に高い数値を示している。

(日本財団調査「子どもの貧困の社会的損失推計・都道府県別推計レポート」による。)

また、母子家庭、父子家庭の2世帯に1世帯は、生活が厳しい現状で、厚労省資料では、全国に150万世帯以上あると表記。

①琴浦町の子どもの貧困をどうとら

答 数字は持っていないが…

小松町長

えているのか。その調査数値や目標値はどうか。②子どもの貧困計画に関する基本計画の策定が必要では。③給食費無償化の工夫は。

①相対的貧困率という貧困を定義するパーセント数字だが、琴浦町は調査ができていない。

ただ、貧困対策として関係課で連携しながら、要保護児童あるいは必要保護児童を把握。それでいいかという話ではない。

②基本計画策定は、県の「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」が平成31年度までなので、必要となれば32年以降ということを念頭に置き、できるか否か検討。

答 給食費は応分の負担を

小林教育長

③給食費としてるのは食材費のみ。経済的な支援が必要な家庭には実施。すべての児童生徒に無償化するれば、年間8000万円以上の公費が必要。受益者負担が相応。応分の負担を願う。



すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能なエネルギーへのアクセスを確保する

多くの国が脱原発へ日本は、島根原発は…

問 喉元過ぎれば熱さも… 複合災害への対応は…

かつては鳥取県でも原発建設計画(鳥取市青谷町長尾鼻付近)があったが、住民が阻止し、頓挫。

福島第一原発の状況を見れば、琴浦町は十分に島根原発の事故(想定)のエリアに入る。

①島根原発の動向をどう考えるか。②琴浦町の防災計画に原子力災害を想定したもの。③SDGS目標7再生可能エネルギーの割合を拡大することの考えは。

答 県の防災計画修正をみて

小松町長

①心配がゼロではないが、専門家の意見を聞きながら…。

②県の地域防災計画、広域住民の避難も考慮し検討。

③今は水力発電を実施、売電だけでなく、町でどう使うか検討。



澤田 豊秋 議員

差別解消に向けて

問 部落差別解消推進法を受け
どう魂を入れるか

答 教育・啓発は重要

問

部落差別解消法が施行されて、3年目を迎えるようとしていく。これにどう魂を入れるかが自治体に課せられた大きな課題でもあり、使命でもあると思う。そこで、教育及び啓発についてどのように捉え、具体的にどう取り組むのか。

答

教育・啓発は重要と考えている。その時代に合った題材を捉えながら研修等を行っていきたい。

答

感性を磨く
小林教育長
来年度は、インターネットと人権をテーマにした取り組みを検討している。また、発言や行為に気づくことのできる感性を磨くことが重要である。

問

町のトップと各企業等のトップの研修、また、差別の現実から深く学ぶことを基本に取り組みで欲しいと思うが。

答

前向きに検討
小松町長
トップ、リーダーは、やはり鏡にならなければならないと思う。関係者と相談して、前向きに検討したい。



現地研修（赤碕文化センター）

問

相談体制についてどのように整備充実するのか。

答

その都度改革
小松町長
今までどおりでいいというものではない、その都度改革したい。

問

相談員あるいは人権擁護委員等が連携して解決していく体制を整え、人権相談のネットワーク化が大事と思うが。

答

検討する
小松町長
国との適切な役割分担を踏まえ

問

実態調査等はいつ実施し、どう活用していくのか。

答

来年度と再来年度
小林教育長
来年度第3回人権・同和教育に関する住民意識調査を、再来年度には第2回人権と生活に関する調査を実施し、第3次のあらゆる差別をなくする総合計画に活用する予定。また、県や国が行う実態把握調査にも協力する。

問

この法律を踏まえ、わが町の部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例を、見直す必要があるのではないか。

答

見直しを検討
小松町長
当然見直しを検討する。

答

改正を検討
小林教育長
この推進法を受けて改正を検討していきたい。



青亀 壽宏 議員

問 国保見直しの気持ちは

答 制度に問題が出ている

国民健康保険の抜本改革

問 国保税の見直しを進める気持ちがあるのかを聞いたら「来年の予算、補正も含めて検討したい」と答えたが、確認できるか。

答 小松町長

間違いないとしか答えられない。国保の制度が始まったのが1961年、58年前と相当状況が違う、制度に問題が出てきている。

問 補正考えているのか

「来年の予算、補正も含めて検討したい」と答弁しているが、当初予算には変化が見られない、6月補正に何か考えているのか。

答 補正は考えていない
小松町長

補正予算は考えていない。今年は一括置きで行く。医療費、激変緩和、1月末に示される（標準保険料率）。よって一般会計の繰り出しの可能性もあり、ないと言い切れない。

問 その違いは何か

「国民健康保険法」は第1条で「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障、及び国民保険の向上に寄与することを目的とする」としている。「相互扶助」ではなく「社会保障」との規定だが、その違いは何か。

答 社会保障と認識
小松町長

社会保障の一つと認識している。消費税が増税されようとしている。社会保障と税の一体改革の中にこの問題は入ってくる。

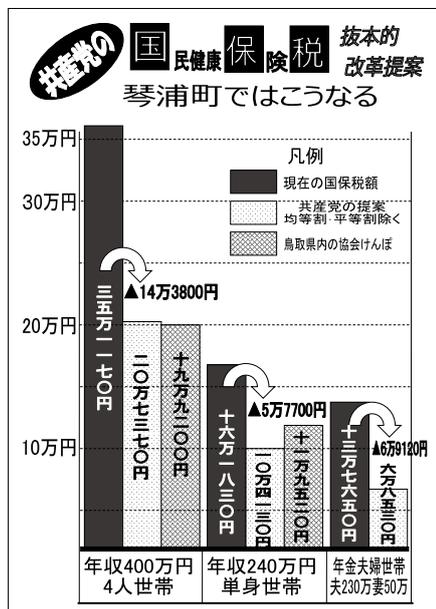
問 著しい不平等ではないか

「相互扶助」は所得の再配分が無いが、社会保障には「所得の再配分」と「生存権保障」がある。

国民健康保険だけ「世帯割」と「人数割り」があり、著しい不平等になっていると思わないか。

答 高齢化が根本
小松町長

58年前は高齢化率が



5%しかなかったが、今は30%近く、高齢化になると医療費が増大するというのが根本だと認識している。

問 子育て世帯に減免を

国保の多子世帯・子どもの減免は「やってもいい繰入」になる。子育て支援、国保世帯の負担を減らすメッセージの発信は重要だが。

答 負担できる体力が無い
小松町長

一つの政策のやり方としてはある。医療費を、少ない子どもの数で割ったら膨大になってしまう。それが負担できる町の財政的体力を見極めなければならない。



押本 昌幸 議員

問

「県同和地区実態調査概要」等の見解を問う

答

結婚差別減少の成果はある
関連条項の周知はしている

問 関連条項の確認は

- ① 「同和地区実態把握等調査（生活実態調査）概要」（2006年鳥取県）のうちの「夫婦の出生地別夫婦組数」の傾向は。
- ② 「生活相談員の設置の服務に関する規則」の「常に調査を行い、生活状態を把握しておくこと」の成果は。
- ③ 「町立隣保館条例」（2008年）の第1条、第2条の意味は。
- ④ 「同和地区固定資産税減免要綱」の、目的で「歴史的社会的理由により生活環境等の安定、向上が阻害されている地域」というのは「同対法」（1996年）の文言そのままだが、時代認識がズレてはいないのか。
- ⑤ 「地域改善対策啓発推進指針（総務省）」（1987年）及び「法務省人権擁護局総務課長通知」（1989年）は琴浦町では周知徹底されているのか。
- ⑥ 「部落差別の解消の推進に関する法律案に対する付帯決議（参院法務委）」（2006年）は琴浦町では周知徹底されているのか。
- ⑦ 「琴浦町差別事象等対応マニュアル」の「関係団体」とはどこになるのか。

答 小松町長

- ① 夫婦とも同和地区内の生まれという点で比較したときに、減少傾向にあった。県の見解も合わせれば、その傾向が見えた。
- ② 「月報」という形の報告はある。成果ということでは、例えば独居高齢者宅の訪問で救急対応できたことなどがある。
- ③ 地方自治法第244条の「公の施設」ということだ。
- ④ 確かにその通りで3月1日に改正。「部落差別の解消の推進に関する法律」を基に旧「地域対策改善対策特別措置法」（1982年）による施策、とした。
- ⑤ 周知はしている。
- ⑥ 町内では、平成29年度以降、同和教育推進会議の資料として総会メンバーに文書をつけて周知している。
- ⑦ 括弧書きで「部落解放同盟琴浦町協議会等」と表記している。

問

① 「地区外」の人との婚姻が進んでいる、顕著だと認めるか。
② 相談員作成の「年報」

はないのか。
③ 「文化センター」「同館長」「生活相談員」の財源は。

④ この「要綱」改正で「生活相談員の確認が不要」ということか。
⑤ 周知後、琴浦町では「確認・糾弾」会はないのか。

答 小松町長
長尾 人権同和教育課長

- ① 推計すれば、当てはまる確率は高い。
 - ② 文書までは求めていない、データだけだ。
 - ③ 財源は国・県の補助金及び県の交付金である。
 - ④ その通り。
 - ⑤ ⑥ 民間運動団体の行き過ぎた「確認・糾弾会」はない。
- 左は（参議院法務委員会付帯決議）

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する付帯決議
平成二十八年十二月八日
参議院法務委員会

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることとはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生じることがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

右決議する。



高塚 勝 議員

問

固定資産価格差発言は差別、撤回すべき

答

撤回しない

減免要綱の前文は差別的だ

問

「琴浦町同和対策に係る固定資産税の減免措置要綱」によると対象地域は「歴史的、社会的理由により、生活環境等の安定、向上が阻害されている地域の住民」とある。これは差別表示だ。即刻改正すべき。

また、町長は、対象地域は他の地域に比べて不動産売買の価格に差があると発言している。このことも差別である。発言を撤回すべきである。

答

小松町長

「減免措置要綱」は、3月1日付で指摘された表現を変更した。不動産価格の話は減免の根拠は何か、事例としての発言であり撤回しない。

「創造政策」の進捗は

問

町長就任時に次の「三つの創造政策」を示したが、進捗状況は。

（三つの創造政策）
教育 人づくり

素直な心を持った子どもづくりへ環境整備

産業 しごとづくり

町が原料生産、加工、販路開拓までの一貫体制構築を支援（電子取引の検討）

協働 まちづくり

住んで楽しいまちづくりへ特に「健康寿命日本一」

答

小松町長

「三つの創造政策」は、4年間でやっていく。30年度は、公共施設リニューアルの一つのキーワードである。町民の方々から行政評価をいただき、31年度は事業評価を行い、この事業はどうなのか、やめるといふ話ではなく、前向きに発展させるなど「自分ごと」



公共施設レビュー まなタン 3月16・17日

として町民の方からお聞きする。

臨時職員の処遇は

問

12月定例会の「琴浦町職員の給与に関する一部改正について」の質問の中で、町長は一般職員と臨時職員は、役目や責任の度合いが違うので、一般職員は4月にさかのぼって給与アップするが、臨時職員はしないと答弁した。

たとえば、こども園の正職員の担任と臨時職員の担任と、どのように責任が違うのか。また同一職場にいながら、給与アップする人とならない人がいるのは差別ではないか。

答

小松町長

こども園の臨時職員の担任と、正職員の担任の責任の度合いは変わらない。給与アップについては来年4月からの「会計年度任用職員制度」の条例改正で考える。

※会計年度任用職員制度

来年度4月1日より臨時職員を任期1年（再度の任用可能）として、フルタイム臨時職員とパート臨時職員と区別し、それぞれ給与のほか手当が支給できる制度。



大平 高志 議員

問

姉妹・友好都市の考えは

答

差し迫って交流ということに至っていない

国内外の交流は

問

韓国との交流は、当初の状況から関係は変化し、不安定な情勢や緊張関係で、交流活動は停滞しているのではないかと。今後も関係を続けていくのであれば、どう実りあるものにしていくか、また国内の他自治体との交流を検討してはどうか。

答

小松町長

大韓民国の麟蹄郡インジュンと交流協定を結んでいるが、今の状況で交流ということに至っていない。東伯中学校と新南中学校との交流の話も立ち消えになっている。以前の話では、隠岐の島との関係もあったように聞いている。それも一つの方策かと思う。

問

共通点を見出して、広げていくことが必要だ。後醍醐天皇つながりで言えば、隠岐の島との交流も考えられる。草の根レベルでは交流している方もいる。そういう取っかかりのところの取り組みが弱いように思うが。

答

小松町長

対外的なことも含め、町外や国外との交流の種はたくさんあると思っている。

公民館の機能強化を

問

① 広い見識が求められる公民館長の待遇は待たなした。処遇改善を行う考えは。また成美地区公民館とこども園の複合化の話もあるが、そこに赤碕文化センターも加え、地域拠点とすべきでは。

答

小松町長

- ② 公民館と「ふなのえこども園」を統合して、どの場所に持つてくるつもりか。私案でもあるのか。
- ③ 場所も広く、集約できれば町長のいうコスト面でも大きな影響がある。ぜひ進めて欲しいが。
- ④ 重複する各スペースや機能をまとめることで、効率化や稼働率を上げることができる。それにより地域全体の福祉の向上や、住民交流の拠点になるのではないかと。

答

小松町長

① 来年の会計年度任用職員制度の中で、処遇改善を考えたい。赤碕文

化センターの件は建物もしっかりしており、機能的な部分での統合について考えることはあるが、建て替えには起債の期限があるので、その点も含めて考えたい。

② 候補として、赤碕勤労者体育館がある。

③ 選択肢の一つとして考えている。

④ 複合化という点ではそうだが、どうするかはまた考えたい。



赤碕勤労者体育館 (太一垣)

答

小林教育長

① 会計年度任用職員制度への移行は、任用根拠そのものの変更に、現状と異なる面が多く、職のありかたも含め検討が必要。赤碕文化センターは機能・役割を果たしており、複合化は施設レビュー等の意見も踏まえて検討したい。

④ それぞれの機能、役割を持っているが、目的が達成できるようにあれば、それは可能であろうと思う。



角勝 計介 議員

問 農業振興について

答 各機関と連携して取り組んでいく

畜産ブランドの確立 のためには

問 鹿兒島県での第12回全国和牛能力共進会（2020年・以下全共）に向けて町としての体制、取り組みについて、また、和牛ブランド確立のため、町としての支援はできるのか伺う。さらに、畜産業に特化したところでの後継者不足解消について、どのような働きかけがなされているのか。

答 県とあわせて支援
小松町長
全共については、なかなか町独自の支援というのは難しい。ほとんどが、生産者を中心となつてなされているのが現状で、町内の出品があれば対応を考える。後継者育成という点では、親元就農であれば県とあわせて支援を行っている。

問 農業によるさらなる地域振興は
全共の鳥取での開催（2007年）については、故花本美雄氏が尽力され実現した。花本氏の目標の中に、農業での地域振興、地域おこしをしていくという強い志があり、そのと

き播かれた種が、年月を経てやっと開花した。この町には、試験場・改良センターもあり、情報の最先端を発信できる。また、大山乳業もあり、畜産のポテンシャルの非常に高い町でもある。これをどうプラスに転じていくのか町長の獣医としてのキャリアも踏まえ考えを伺う。

答 目標は高く
小松町長
当時は無理だと思っていたことが、今日、全国一の仔牛の値段となり、夢のような話ではあるが、一つの成功体験として、リーダーの有様を教えられた。目標は高く掲げるべきと感じ入った。

問 伝染病対策は
豚コレラの発生を想定しての防疫対策、また、仮に発生した場合に農家への対応は。

答 マニュアルに従う
小松町長
専門家の声を届けることがベストだと思う。バックアップ体制の充実を図りながら対応していきたい。

アニマルセラピーで延伸

問 健康寿命の延伸にペットは

お年寄りがペットの世話をすることで、健康寿命の延伸につながることは医学的にも証明されている。老介護、独居老人の家庭で、ペットが病気になったとき、獣医療費の一部助成を考えてはどうか。

答 認識している
小松町長
アニマルセラピーの効果は認識しているが、今のところ町としては、助成は難しい。



癒されるニャー🐾



手嶋 正巳 議員

問

収入保険加入要件の青色申告の普及

答

関係機関と連携し情報提供に努めたい

収入保険制度

収入保険は、農家の収入減少時に、過去5年間の平均収入（基準収入）を基に最大8割以上を補うもの。青色申告を行う農業者（個人と法人）が対象。

問

①現在の全国での加入見込みは3万5千件、目標の3分の1である。琴浦町の加入状況は70戸程度にとどまっている。加入要件となる青色申告の普及に町として力を入れるなどして後押しをする必要があると考えるがどうか。
②TPP（環太平洋パートナーシップ）、EPA（経済連携協定）など貿易自由化の影響は避けられない。減収に対する備えが必要では。
③広報紙やTCCでPRしては。

答

青申がハードルだ
小松町長

①推進が伸びないというのは青色申告という一つのハードルがあるのではないかと思う。支援の仕方は考えていきたい。
②掛け金のこともあるが、いざと言うときに備えるという制度なので必要なことだと思っている。
③テレビ、広報も必要かと思うが、できるところを探っていきたい。

収入保険制度

基準収入 700万円の場合 ※基準収入は5年間の平均収入	保険料(年間)	5.4万円
	積立金	15.8万円
	計	21.2万円

※保険料と積立金に加えて、事務費(1.7万円)が必要です。

もしものときに
これだけ払っていれば



210万円減ったら →
350万円減ったら →
収入がゼロになったら →

補てん金	補てん金を含めた 保険期間の収入
126万円	616万円
252万円	602万円
567万円	567万円

※加入1年目の試算
日本農業新聞より

学校の体育館にも
エアコンを

問

国の重点政策、熱中症対策を活用して、小学校・中学校の特別教室、体育館にエアコンを設置する考えは。

答

小松町長

特別教室は100%設置。体育館については、文部科学省は地方単独事業でやりなさいと言っている。今後検

答

小林教育長

討していきたい。

夏季の体育は主にプールを利用し、水泳の授業を行っている。体育館を使用する場合は、熱中症指数モニターで対応。熱中症予防ガイドブックの指針を参考に熱中症対策、防止に努める。

学校の空調設備は現在、各小中学校で工事が進んでおり、6月中には完成予定である。

農林建設常任委員会

農業研修宿泊施設に「付帯意見」を

3月14日に委員会を開き、一般会計の「農林水産費」と「土木費」について聞き取り審査し、議員間討議で旧以西小学校に作った「農業研修宿泊施設」の利用が芳しくないことについて「付帯意見」を付し同意することになった。

激甚災害指定となった台風24号の被害現場として災害事故の現地を視察した。花と線香を供え全員で被害にあわれた方の冥福を祈った。

付託された特別会計予算5件と陳情1件を全会一致で承認した。



災害事故現場（倉坂地内）

【付帯意見（要約）】

基幹産業である農業への新規参入と中山間地振興、廃校の有効活用を目的に、旧以西小学校の校舎を活用して農業研修生のための宿泊施設が整備された。

その5部屋の活用は、供用開始からほぼ1年経つのに1人・1部屋だけの実績となっている。

設置目的に沿う利活用の促進が必要であり、「付帯意見」を付し、当局に強く利用促進を促すものである。

教育民生常任委員会

町教委事務局移転も議論

3月13日に委員会を開き、各課からの報告事項、議案に関する説明を受け、質疑を行った。

一般会計の「教育民生関係費」および4つの特別会計予算を審議した。

委員間で「教育委員会事務局移転事業」などについて活発な議論を行った後、付託された5件については採択、1件については継続審査とし審査を終えた。

◎主なやり取り

Q 図書館の冊子入れ替えは要望を取り入れて行っているのか。

A リクエスト票で検討して新刊を入れていく。

Q 同和教育推進 小地域懇



給食センター（浦安小横）外観

談会の参加人数が減っている要因は、自治会の体制が取れない状況や理解不足が原因と思われる、今後も行っていきたい。

Q 給食費が値上げされるとの事だが、町の補助は据え置きなのか。

A 近隣で補助をしているのは琴浦町だけ、基本的に食材費については保護者が負担すべき、困難な家庭には就学援助で対応している。

Q 町民生活課から戸籍事務が総務課へ移管されるが混乱しないのか。

A (混乱しないように) 総合窓口を設ける予定。

広報常任委員会

「議会だより」毎年入賞の大山町議会に学ぶ

2月8日大山町役場で、大山町議会広報常任委員会と広報交流研修会を行った。

① 議会広報の編集方針・編集基準について

② 「議会だよりだいでいせん」の企画・編集方法について

大山町から説明を受け、意見交換を行った。大山町は、議員の半数が広報委員となり、半期ごとに交代して、全議員が広報委員として関わるなど、大変参考となった。また、今後につながる交流研修会となった。



大山町庁舎会議室にて

会との動

総務常任委員会

町教委事務局移転・用地取得を否決

3月18日に委員会を開催し、本会議において付託された平成31年度一般会計予算及び各財産区特別会計予算、陳情1件について審査した。

所管の各課から報告事項、議案について説明を受け、「教育委員会事務局の移転等について活発な議論を行った。

一般会計予算では教育委員会事務局の移転、役場厚生棟南側駐車場用地取得の2件につき反対意見があり、賛成1、反対7（委員長を除く）で否決となった。各財産区特別会計は、全会一致で可決となった。

教育委員会事務局移転問題

Q 事務局移転、町の意図は。



用地取得候補地（厚生棟南）を現状確認

A 教育委員会との連携を進めるため近くに

あったほうが

連携がよりスムーズにいくため。

一向平キャンプ場指定管理者の現状
Q 管理者は常駐か。

A 指定管理者新体制に期待。常駐についても検討する。

厚生棟南側駐車場用地取得の件

Q どういう経過で用地を取得することになったのか。

A 「しごとプラザ琴浦」の開設に伴い、厚生棟周辺の駐車スペースを拡張するため。

「道の駅琴の浦」スマートインターチェンジ開通後は

Q イベント等含め情報発信方法は。

A インターネット発信に力を入れる。

委員 議員 活

琴浦町ふるさとの恵みで乾杯条例を制定

3月定例会最終日に議員提案された「琴浦町ふるさとの恵みで乾杯条例」が、全会一致で可決・制定。

「琴浦町ふるさとの恵みで乾杯条例」（要旨）

（目的）

- ・本町で製造されている酒もしくは牛乳等、または本町で生産された農作物、果実等を原料にした飲料等で乾杯することを推進することにより、郷土愛の熟成と地域の食文化の継承、地域産業の活性化に寄与することを目的とする。

（役割）

- ・町は、地元産飲料等の販売に関わる事業者と協力し、必要な措置を講ずる努力。
- ・議員は、この乾杯条例を主導、推進する。
- ・事業者は、町及び他の事業者と相互協力に努める。

（町民の協力）

- ・この乾杯条例の推進に協力し、地元産飲料等に関する理解に努める。

（嗜好等への配慮）

- ・この条例に基づく取り組みの実施にあたっては、個人の嗜好および意思に配慮する。



議会意見交換会①

琴浦町社協

1. 日時 平成31年1月22日（火）
14時

2. 開催場所 琴浦町役場第2会議室

3. 出席議員 小椋正和、新藤登子、
桑本始、青亀壽宏、
手嶋正巳、桑本賢治、
澤田豊秋、大平高志、
福本まり子（敬称略）



4. 対象団体 社会福祉法人 琴浦町社会福祉協議会

5. 実施内容

新藤議員（議会運営委員会副委員長）の司会により、小椋議長のあいさつの後、自己紹介をおこない、社会福祉協議会会長から事業説明を受け、その後意見交換をおこなった。

①平成28年度、積立残額総額が減少している根拠は

赤碕支所で放課後デイサービスを始めるため、フローリングとトイレの改修にあてた。人件費も取り崩したため。

②訪問介護の外出支援廃止になるが、その後の対応は？

福祉あんしん課か他の事業者が引き継ぐのか、詳しい情報は把握していない。

③介護職員数は適切か

年々デイサービス利用者は減少している。宿泊施設がないので、軽度の要介護者が多い。

④介護保険制度の構造上の問題は

地域福祉という収益を生まない事業のため、補助金があるが、赤字部分はサービス部門から補てんせざるを得ない。このような状況の中、サービス内容の充実は難しく、他の事業者より劣ってしまう。町と社協が今後5年間の計画について、建設的に話し合う場が必要だ。

⑤地域福祉に関する財源は確保できているか

社協の事業は基本すべて地域福祉事業である。専門職として雇用している職員はさまざまなスキルを備えた職能集団であるので、地域福祉は社協に任せていただきたい。お金を生むところではないので、100%見てもらうべきだと考える。赤字が続くと社協の事業自体が成り立たない。適切な事業を行うためには、優秀な人材が必要だが、その確保のためには、やはりそれなりの財源が必要となる。

⑥ケアマネと医療機関の連携や在宅ケアの社協での実施について

今の介護保険制度の中では、社協は医療行為を行うことはできない。

- 現状の予算では、サービス内容と質の維持は困難
- 最大の課題は財源の確保
- 今後の活動の仕方が問われる社協事業

議会意見交換会②

まちネット

1. 日 時 平成31年1月24日（木）
18時

2. 開催場所 琴浦町役場第1会議室

3. 出席議員 小椋正和、高塚勝、
前田智章、押本昌幸、
角勝計介、前田敬孝

（敬称略）



4. 対象団体 琴浦まちづくりネットワーク

5. 実施内容

前田議員（議会運営委員会委員長）の司会により、小椋議長のあいさつの後、自己紹介をおこない、「まちネット」の代表者から存在意義と事業説明を受け、その後意見交換をおこなった。

①「まちネット」の活動費用の内訳は

県からの補助金は29年に終了し、現在は町からの補助金30万円と4.6万円の会費で運営している。消耗品費、通信費、燃料費を町からの補助金30万円をあてているが、その他人件費や「まちネット」祭りの運営費の必要性を伝えている。23団体のマネジメントやプロデュース業務をするためには、週に4日、1日7時間は必要だ。県からの補助金がなくなって、さまざまな活動に支障が出てきた。このような状況、限られた予算中だが、会員同士の連携のきっかけづくりにもなるので「第2回まちネット祭り」はぜひとも実施したいと考えている。

②26年9月に設立されてから現時点までの町民の評価は

毎月1回集まって話し合ううちに、団体間の連携が進んできている。定めているプラン目標は、31年度で具体的に精査し公表する予定。昨年行った「第1回まちネット祭り」は、町民の方に「まちネット」全体の活動や、規模の小さな団体の存在を知ってもらえる良い機会になった。県外や町外からは、「琴浦町は「まちネット」という中間支援があるからいいね。」という声もある。「まちネット」の中間支援により、「みなくる事業」は活動経験のないものが開業にまでこぎ着けることができ、恩恵を受けた。「まちネット」の存在は必要不可欠である。

③「まちネット」自体の活動について

「まちネット」は黒子に徹し、イベントなどを行う必要はないという意見があったが、「まちネット」そのもののPRも、「まちネット」コーディネーターも必要だ。各団体からももっと必要性、活動努力、事務局の必要性を行政に対しアピールしていきたい。

④執行部との意見交換の実施

昨年11月に町長、企画情報課長、総務課長3名と話をした。事業内容を説明した際、町長からはパートナーシップ協定のような形で連携していくことについては賛成すると言われている。とはいえ、予算を確約することではないが、連携してやっていきたいということであった。企画情報課の職員の方に面倒を見てもらえれば楽だが、そうではなく我々（まちネット）でやりたいので、予算的な援助をいただきたいというのが本音。

- 町内23に及ぶ、小まわりの効くまちづくり団体を支援
- 各方面から評価されている「まちネット」の活動
- 町とのさらなる連携で、琴浦の元気づくりの源に

町民の声

敬称略

「町議会の今後に期待して」



橋田 照雄

議会の本旨は「町民生活、福祉の向上」を目的とするもので、加えて行政の施策に対し、必要性や適正か否かのチェックが求められているところです。そのためには、不断の研究により、知識の吸収や情報の収集、分析及び立案が不可欠と言えると思います。現在、数多くの施策が求められる中で、最大の対策を求められるものは、今となっては「想定外」としか言いようがありませんが「少子高齢化」の進展による多くの問題の発生に対応することが緊急な課題と言えると思います。これは、ある意味で掌握できた現象であり、見方を変えれば、今対応に苦慮している行政や議会の怠慢でもあったとも考えられます。派生する問題は多く過疎化や労働人口の減少、介護問題や現役世代への負担増など、住みよい町づくりや町の活性化を求める方向とは逆にマイナス方向を辿る危険性が現実になりつつあると感じられるところです。

税収の減少も進み、財源のさらに厳しくなるなかでやりかけの事業、やらねばならない事業、これからやっていきたい事業など多くの施策があるとは思いますが、一度見直しを考えて欲しいと思います。

先般、公共施設レビューで評価委員が町内いくつかの施設の分析をされたようですが、町民利用の少ない施設や合併以前からの類似施設などの統廃合など第三者委員会による点検も必要ではないかとも考えられます。加えて、各種料金、例えば、介護保険料、国保税などの高負担の軽減化や町職員の適正人員の見直しなど、スリム化を念頭に住みよい町づくりに議会の皆さんの活動を切望し、これからの議会に期待しているところです。

「女性たちよ太陽であれ」



光本 みゑ子

琴浦町（旧赤碕町）に生まれ、短大時代と大阪でのOL時代の5年間をのぞき、この町で早や65歳を迎えました。美しい山々に包まれ、豊かな海を望み、飽食の時代を過ごして身体だけは大きく育ってしまいましたが、縁あって商家に嫁ぎ、長年の商売のつらさも、楽しさも身に染みて味わってきました。そんな私が地域の各会合に出席するようになったのは、商工会を通じての女性部活動や女性団体の各会への参加が始まりでした。女性の立場からの意見を行政に唱え、女性ならではの声を集め、個人の意見は小さくとも、集合としての声は大きく、素晴らしいエコーを放つことを知りました。今、シルバー世代に突入し、琴浦の行政に対し、物申すこと多し。が、その前にもっともっと自分磨きを通じて、大人として、女性としてはっきりとものごとを理解して、それを言葉にできるシルバー世代になりたいと思うのです。そう、女性たちよ、いつの時代も太陽なのですから。

表紙写真

「東伯総合体育館」にて
(提供/すこやか健康課)

議会広報常任委員会

委員長	澤田 豊秋
副委員長	角勝 計介
委員	高塚 勝
委員	押本 昌幸
委員	福本まり子
委員	前田 敬孝

町行政は、町民が琴浦町のトップである町長と、それをチェックする町議会議員を直接選挙で選出する二元代表制です。
昨年2月に新体制となった琴浦町も早や4年任期の2年目に入りました。
町議会も、町民の負託にお応えするため、是々非々の立場で議会活動を行っており、その活動の報告を「議会だより」を通じて、町民のみなさまにお知らせしております。
ご一読いただき忌憚のないご意見をいただければ幸いです。
(まごころ)

あとがき

